

## 「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引」案からの修正点

建築指導課 開発審査 G

### ■ 全体

- ・わかりやすい表現となるよう、全体的に見直しを行いました。

### ■ 「2.3.1 設計者の資格」について

- ・法で定める資格を有する者の設計によらなければならない「盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m<sup>2</sup>を超える場合の排水施設の設置」の工事について、盛土又は切土をする土地の面積及び排水施設の定義について補足しました。

### ■ 「表 4-2 許可申請に必要な書類」について

- ・安定計算書の提出が必要な場合について、見直しを行いました。
- ・住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写しに類する書類について、補足しました。

### ■ 「住民への周知を行う範囲」について

- ・「表 4-5 住民への周知を行う範囲」に、隣地が含まれていない場合の取扱いについて補足しました。